

平成 22 年 9 月 1 日 設定

東村山市保健福祉協議会及び各専門部会の会議公開に関する 取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、東村山市保健福祉協議会及び各専門部会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の公開

- 1 会議は、これを公開とする。
- 2 会議の全部又は一部は、出席委員の過半数によりこれを非公開とすることができる。ただし、その場合には理由を明らかにしなければならない。

第 3 傍聴人

会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長又は部会長の許可を受けなければならない。

第 4 傍聴人の定員

傍聴人の定員は 10 人以内とする。ただし、会議場の状況等を勘案して 10 人を超えての傍聴が可能であると会長又は部会長が認めるときは、この限りでない。

第 5 傍聴人の受付等

- 1 傍聴希望者は、会場入口の受付において傍聴希望を伝え、事務局職員の指示に従って着席しなければならない。
- 2 傍聴を希望する者は先着順により傍聴できるものとする。

第 6 傍聴することができない者

次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) その他、会議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められ

る者

第7 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議場において写真撮影、録画及び録音をしないこと。ただし、事前に会長又は部会長の許可を受けた者を除く。
- (4) 会議場において携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (5) その他、会議場の秩序を乱し、会議の妨害となる行為をしないこと。

第8 傍聴人の退場

傍聴人が第7の規定に違反していると認められる場合は、会長又は部会長はこれを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

第9 適用

この要領は、設定の日から適用する。

附則

この定めは、平成28年9月8日より適用する。